

アルゼンチンの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

アルゼンチン共和国（スペイン語では「República Argentina」。英語では「Argentine Republic」。以下「アルゼンチン」という）は、南米大陸南東部に位置し、大西洋に面する連邦共和国である。首都ブエノスアイレスを中心に半径約 600 キロメートルにわたり半円状に広がった大平原「パンパ」では、その肥沃な土壌を利用して、小麦の生産及び牧畜等が行われている（アルゼンチンの穀物自給率は 284%であり、オーストラリアに次いで世界第 2 位となっている）²。

1516 年にスペインの探検家フアン＝ディアス＝デ＝ソリスがラプラタ川の河口に到達した。その後、スペインの支配が確立してラプラタ副王領となったが、1810 年に副王を廃位して自治制に移行し、1816 年にはラプラタ連合が独立宣言を行った。1853 年に連邦の憲法が制定され、1862 年にアルゼンチン共和国となった。

1943 年にフアン＝ペロンらが軍事政権を樹立し、1946 年にペロンが大統領に就任したが、1955 年のクーデターで追放された。その後は一時期を除いて軍政が続き、人権弾圧が行われた（軍事政権下の人権弾圧による死者・行方不明者は 13,000 人以上にのぼるといわれている）。1973 年の民政移管後、ペロンが再び大統領に就任した。1974 年にペロンが死去した後、妻のイサベル副大統領が世界初の女性大統領に就任した。しかし、1976 年に軍部がクーデターを起こし、政権を奪取した。

1982 年、アルゼンチンと英国との間で、マルビナス（フォークランド）諸島の領有権をめぐる紛争が勃発したが、アルゼンチンの敗北に終わった³。両国は 1990 年に国交を回復したが、アルゼンチンは領有権の主張を放棄していない。

アルゼンチンは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995 年に発足した。現在の加盟国は、アルゼンチンのほか、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの 6 か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの 6 か国

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『2016 エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2016 年）70 頁。

³ 本稿におけるアルゼンチンの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019 年版』（二宮書店、2019 年）438 頁等を参照した。

である。

2001年10月、アルゼンチンは、対外債務の支払停止を表明し、預金の凍結措置及びペソの切り下げを実施した。2002年のGDP成長率がマイナス10.9%まで落ち込んだアルゼンチンは、2005年及び2010年に、債務不履行（デフォルト）に陥った債務につき、75%削減した新債券と交換するという形で再編を実施することにつき大部分の債権者と合意した。その後も、アルゼンチンは、それまで交渉が難航していた大口債権者との間で合意を成立させる等、争いの最終的解決に向けて努力を続けている。

アルゼンチンの法制度⁴は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。アルゼンチンは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、アルゼンチンの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

アルゼンチン法の法源としては、①憲法、②制定法、③慣習法、④法の一般原則、⑤類推、⑥衡平法等がある。また、アルゼンチン法には、連邦法と州法が存在すること、裁判所には連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在することにも、留意が必要である。

1871年1月1日に施行されたアルゼンチンの旧民法は、スペイン法及び19世紀のフランスの法律家の影響を強く受けたものであり、スペイン民法典、ナポレオン民法典、1916年ブラジル民法典、チリ民法典の影響を受けて策定されたものであった。従来から民法典の全面改正に向けた立法作業が続けられていたが、2014年10月1日、遂に新しい「民商法典」（スペイン語では「Código Civil y Comercial de la Nación」）が公布され、2015年8月1日より施行された。この民商法典は、経過規定を除き、全2671条で構成されている。旧民法典では、国際私法に関する規定は、各法律関係に関する部分に散在していたが、新しい民商法典では、第6編第4章に統合されている⁵。

豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するアルゼンチンは、今後、日本企業にとって最重要投資先の一つとなる可能性がある。このようなアルゼンチンの重要性に鑑みると、アルゼンチンの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、アルゼンチンの知的財産法の概要を紹介することとしたい⁶。

II 知的財産法全般

⁴ アルゼンチンの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔米州編〕第5回アルゼンチン」（『国際商事法務 Vol.45, No.9』（国際商事法研究所、2017年）所収）を参照されたい。

⁵ 笠原俊宏著「アルゼンチン共和国民商法典中の国際私法規定（2014年）の邦訳と解説（上）」（『戸籍時報 No.744』（日本加除出版、2016年）所収）27頁。

⁶ 本稿の執筆にあたっては、主に、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アルゼンチン」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」等を参照した。

https://www.ipso.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

一般に、アルゼンチンの法制度は、連邦法と州法等から構成されるが、知的財産法の分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。まず、アルゼンチンの憲法⁷は、「著作者・発明者は、法で定められた期間、その著作物・発明・発見につき、独占権を保障される。」と規定している（17条）。また、連邦法たる「特許及び実用新案法」、「意匠法」、「商標法」⁸、「知的財産の法的体制」（後述）、「技術移転法」等により、アルゼンチンの知的財産法の主な制度が形作られている。その他、「農産物及び食品の原産地表示法」、「ワイン及び蒸留酒の原産地表示法」等が制定されている。

アルゼンチンは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。なお、アルゼンチンは、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には、いまだ加盟していない。

知的財産権に関連するアルゼンチンの政府機関のうち最も主要なものである国家産業財産庁（Instituto Nacional de la Propiedad Industrial (INPI)）⁹は、ブエノスアイレスに設立され、特許出願、実用新案出願、商標出願の審査等の業務を行っている。また、著作権に関しては、国家著作権監督局（Dirección Nacional del Derecho de Autor (DNDA)）¹⁰が著作権に関する情報提供・教育・研究等を行っている。

Ⅲ 特許・実用新案

1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、「特許及び実用新案法」に規定されている。「特許及び実用新案法」における規定の大部分は、特許に関するものであるため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい¹¹。

⁷ アルゼンチン憲法の英語訳（1994年改正までを反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Argentina_1994.pdf?lang=en

⁸ 特許法、意匠法、商標法等の和訳は、特許庁のウェブサイト「外国産業財産制度情報」の「アルゼンチン」に掲載されている。

<https://www.ipso.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm>

⁹ <http://www.inpi.gob.ar/>

¹⁰ <https://www.argentina.gob.ar/justicia/derechodeautor>

¹¹ 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アルゼンチン」の「制度ガイド」5頁～15頁を参照した。

https://www.ipso.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

2 発明

「特許及び実用新案法」によると、①発見、科学理論及び数学的方法、②文学、芸術的創作又はその他の美的創作及び科学的創作、③知的活動、遊戯、経済事業活動の計画、規則又は方法及びコンピュータ・プログラム、④データ発表の様式、⑤人間又は動物に適用する外科的、治療的、診断的処理方法、⑥公知の発明の羅列又は公知の物の組合せ、形状、寸法若しくは材料の変更（但し、諸要素の性状の特徴若しくは機能が当該技術の熟練者にとり自明でない産業上の結果をもたらすように変更される場合等を除く）、⑦自然界に既に存在する生命体又は生物は、「発明」には該当しない。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前1年以内に、特許を受ける権利を有する者が、発明を公表し又は国際博覧会に出展した場合は、新規性を喪失しない。

3 出願

アルゼンチンは、日本と同様に、先願主義を採用している。

アルゼンチンに居所又は事業拠点を有しない出願人は、アルゼンチンの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、原則として、スペイン語である。出願時に明細書を外国語で提出することができるが、この場合、出願日から10日以内にスペイン語訳を提出しなければならない。

優先権証明書及び譲渡証については、2018年1月改正により、特許出願時に提出する必要はなく、実体審査の段階で審査官から要求された時に提出すれば足りることとなった。但し、優先権証明書のスペイン語訳は、アルゼンチン出願から3か月以内に提出しなければならない。

4 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

産業財産庁が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から30日以内に補正をする必要がある（なお、2018年1月改正の前は、4か月以内とされていた）。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から18か月経過後に公開される。出願人が請求することにより、より早期に公開されることができる。

特許出願については、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等について

の実体審査が行われる。

アルゼンチンでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願日又は優先日から18か月以内に審査請求を行わなければならない（なお、2018年1月改正の前は、36か月以内とされていた）。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

審査官は、出願人に対し、対応する外国出願における審査結果の写しを提出するよう要求する通知を発することができる。当該通知日から90日以内に、出願人は、当該写しを審査官に提出しなければならない。

出願日又は優先日前に、アルゼンチン国内又は世界のいずれかにおいて、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできない（絶対的新規性）。また、出願日又は優先日よりも前に出願された先願の内容と同一の後願は、特許を受けることはできない。但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、①特許を受ける権利を有する者が、出願日又は優先日前の12か月以内に発明を公表した場合、②特許を受ける権利を有する者が、出願日又は優先日前の12か月以内に国際的博覧会に出品したことにより発明が公表された場合がある。なお、産業財産庁は、アルゼンチン以外の国で対応出願がされている場合には、対応出願の審査結果の提出を、出願人に対し要求することができる。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知日から60日以内に（請求により、さらに30日間の延長が3回まで可能）、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

出願人は、拒絶査定が発行日から15日以内に、産業財産庁に対し、不服申立てを行うことができる。

なお、日本の特許庁とアルゼンチンの産業財産庁は、2017年4月1日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与査定のお知らせが発行される。この場合、出願人は、所定の期間内に、特許付与料金及び5年分の年金を納付しなければならない。納付後、特許登録原簿に登録され、出願人に特許証が発行される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

アルゼンチンには、特許権付与前及び付与後の異議申立てについての規定は無いが、特許権付与後に無効審判を請求することができる。

6 実用新案

ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

「特許及び実用新案法」によると、実用新案とは、「新規の工夫又は形状として考案されたもので、公知の工具、作業用機器、用具、装置その他実用に供するもの」をいう。従って、方法については、実用新案として保護を受けることはできない。

実用新案権が付与されるためには、特許権の場合とは異なり、高度な「進歩性」は不要であり、新規性及び産業上の利用可能性が必要とされている。新規性は、特許の場合と同様、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前6か月以内に、特許を受ける権利を有する者が、発明を公表した場合は、新規性を喪失しない。

出願日又は審査官の要求から30日以内であれば、実用新案出願から特許出願への変更、又は特許出願から実用新案出願への変更を行うことができる（なお、2018年1月改正の前は、90日以内とされていた）。

実用新案の場合も、特許の場合と同様、方式審査の後、実体審査が行われる。アルゼンチンでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願日又は優先日から3か月以内に審査請求を行わなければならない（なお、2018年1月改正の前は、36か月以内とされていた）。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。

審査の結果、実用新案の要件を全て満たしていると判断された場合、出願人に対し、実用新案証が発行される。他方、実用新案のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、出願人に対し、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年である。実用新案権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

IV 意匠

1 要件

意匠とは、「工業製品に適用される物品の形状若しくは外観であって、装飾的特徴を有するもの」をいい、平面的なものも含むとされる¹²。

¹² 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アルゼンチン」の「制度ガイド」16頁～19頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

なお、アルゼンチンでは、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願

アルゼンチンでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

アルゼンチンに居所又は事業拠点を有しない出願人は、アルゼンチンの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、方式要件に合致しているか否か、及び不登録事由に該当しないか否かについてのみ審査される。新規性等についての実体審査は行われない。

不登録事由としては、①当該意匠が、先行意匠と比較して新規の外観を有していないこと、②当該意匠の特別な形状は製品の機能から必然的に生じるものであること、③当該意匠は、既に知られた意匠の色彩を変更したものにすぎないこと、④当該意匠は、工業的に利用できないこと、⑤当該意匠は、公序良俗に反することがある¹³。

4 登録

意匠登録拒絶査定を不服とする出願人は、15日以内に産業財産庁に対し、不服申立てを行うことができる。

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠付与査定のお知らせが発行される。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から5年である。さらに5年間の更新が2回認められるため、意匠権の存続期間は、最長で出願日から15年間となる。意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止、損害賠償及び侵害物の廃棄を請求することができる。

意匠登録の公告は、最長6か月間の延長が認められる。

意匠が登録要件を満たしていないと考える者は、意匠登録後5年間は、裁判所に対し、意匠登録の取消を請求することができる。

V 商標

1 商標

「商標法」によると、「商標」とは、「図形、記章、組合せ文字、彫版、刻印、証印、肖像、帯模様、若干の色彩の結合であって商品又はその包装・包装物若しくは容器上に使用されるもの、文字及び数字の結合、文字及び数字であって独自の意匠を備えるもの、広告スローガン、浮彫りであって識別性を備えるもの、その他識別性を備える諸々の標識」をいう¹⁴。立体商

¹³ 前掲「制度ガイド」17頁。

¹⁴ 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度およ

標のほか、香り、音の商標も登録が可能である。

2 出願

アルゼンチンは、先願主義及び一商標一区分制を採用している。

アルゼンチンは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟していないため、マドプロ出願によりアルゼンチンでの商標登録を受けることができない。

アルゼンチンに居所又は事業拠点を有しない出願人は、アルゼンチンの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、まず、方式要件について審査され、次に、不登録事由等についての実体審査が行われる。方式審査を通過した商標登録出願の全件につき実体審査が行われるため、審査請求制度は採用されていない。

出願された商標が方式要件を満たす場合、商標登録出願は公告される。利害関係人は、当該公告日から30日以内に異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった後の3か月間（なお、2018年1月改正の前は、1年間とされていた）、出願人は、異議申立人との間で、異議申立ての取下げに向けた交渉を行うことになる。交渉で解決できない場合には、特許庁が審決を下すことになる。当該審決に対しては、通知後30日以内に、連邦控訴裁判所に提訴することができる。

不登録事由としては、①商品・役務の品質・機能等を表示するにすぎない標章、②キャッチフレーズ、③商品から必然的に生じる形状、④先行商標と同一又は類似である標章、⑤商品・役務の品質等について公衆を誤認されるおそれのある標章、⑥公序良俗に反する標章等がある。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。登録査定謄本の送達日から所定期間内に登録料を納付することにより、商標は登録され、登録証が発行される。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。

拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、不服申立てを行うことができる。

4 登録

「産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アルゼンチン」の「制度ガイド」20頁～23頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

商標権は登録日から発生し、その存続期間は登録日から10年であり、10年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前6か月以内に行わなければならない。商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止、損害賠償及び侵害物の差押・廃棄を請求することができる。

出願時には、出願人は、当該商標の使用義務を負わない。しかし、登録後、正当な理由なく、アルゼンチン国内で、登録商標が継続して5年以上使用されていない場合、利害関係人は、当該商標の登録取消し訴訟を提起することができる。商標の「使用」は、アルゼンチン国内で立ち上げられたウェブサイトでの商標の広告でもよいが、広告後に実際に商品又は役務の提供が行われなければならない、単に広告しただけでは足りない。

商標登録の更新時には、当該商標の満了日前の5年以内に当該商標を使用したことの使用宣誓書を提出する必要がある（なお、更新時に使用証拠を提出する必要はない）。使用宣誓書を提出しない場合、商標登録が取り消されることになる。使用宣誓は、区分に関係なく、いずれか一つの商品又は役務についてのもので足りる。

VI 著作権

1 概要

著作権については、1933年の「知的財産の法的体制」(Régimen Legal de la Propiedad Intelectual (RLPI))¹⁵において規定されている。この「知的財産の法的体制」は、現在に至るまで、多くの改正を経てきている。

2 著作物

「知的財産の法的体制」は、科学、文学又は芸術というように全ての分野の知的創作物を保護の対象としており、複製される媒体の種類には関わらない。現在、アルゼンチンにおいて著作権の保護の対象となるものは、あらゆる分野にわたっており、コンピュータ・プログラム、データ編集物、演劇、音楽、ミュージカル、映画、振り付け、パントマイム、デッサン、絵画、彫刻、建築、貿易・産業に応用される芸術・科学のモデル及び作品、印刷物、計画、地図、写真、録音等、複製手段を問わず、全ての科学的、文学的又は芸術的な制作物が含まれる¹⁶。

3 著作権

著作権とは、公表、発行、展示、公演、譲渡、翻訳、頒布及びその他の形式で利用する権利である。

¹⁵ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/40000-44999/42755/texact.htm>

¹⁶ 『Legal Aspects of Doing Business in Latin America, Second Edition』(Juris, 2017) ARG-28頁。

原則として、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡した翌年の1月1日から70年間保護される。共同著作者により創作された著作物の著作権の保護期間は、最後まで生存していた共同著作者の死亡した翌年の1月1日から70年間保護される。録音著作物の場合は、公表した翌年の1月1日から70年間保護される。写真著作物の場合は、最初の公表時から20年間保護される。映画著作物の場合は、著作者の死後50年間保護される。保護を受けるには、著作者は、その著作物のコピーを、国家著作権監督局（Dirección Nacional de Derechos de Autor（DNDA））に預託しなければならない。アルゼンチンは、ベルヌ条約、万国著作権条約及びWIPO著作権条約に加盟している。外国の著作物についてアルゼンチンで著作権の保護を受けるためには、当該著作物が最初に公表された外国の著作権保護要件、又はアルゼンチンが加盟している条約の著作権保護要件を満たす必要がある。そのような保護要件を満たしていれば、日本を含む加盟国の著作物の著作権はアルゼンチンでも保護される。但し、アルゼンチンの「知的財産の法的体制」で定められた著作権保護期間を超えることはできない¹⁷。

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

VII エンフォースメント

1 総説

アルゼンチンにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止がある。

アルゼンチンは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力が行われてきているが、なお改善の余地があるのが現状である。

2 民事的手段（民事訴訟）

連邦制を採るアルゼンチンには、連邦裁判所と州裁判所がある。

連邦裁判所としては、国家最高司法裁判所¹⁸のほか、控訴裁判所（9か所。3名の裁判官から構成される）、地方裁判所（各州に1か所以上。1名の裁判官から構成される）、地区裁判所（1名の裁判官から構成される）がある。

また、アルゼンチンの裁判所を法分野により大きく分けると、民商事裁判所と刑事裁判所があり、さらに、民商事裁判所は連邦裁判所と普通裁判所に分けられる。特許権、意匠権及

¹⁷ 前掲『Legal Aspects of Doing Business in Latin America, Second Edition』ARG-28頁。

¹⁸ アルゼンチンの最上級司法機関であり終審裁判所である「国家最高司法裁判所」は、首都ブエノスアイレスに、1863年に設立された。国家最高司法裁判所の9名の裁判官は、8年以上の弁護士の実務経験及び上院議員となるのに必要な資格が必要であり、大統領により任命される。国家最高司法裁判所の裁判官は、上院の弾劾によってのみ離職を求められる。

び商標権に関連する訴訟事件は、連邦裁判所が管轄する。これに対し、著作権に関連する訴訟事件は、普通裁判所が管轄する。

アルゼンチンにおける通常の民事訴訟の流れは、以下のとおりである¹⁹。

- ①提訴の前に、調停人の前で和解交渉を行う。調停手続を終えても交渉が成立しない場合、管轄権のある民商事裁判所に提訴することができる。
- ②訴状が被告に送達される。
- ③訴状の送達後 15 日以内に、被告は訴答を提出する。
- ④予備審問期日において、証拠の交換と双方の主張・反論等が行われる。
- ⑤口頭審理期日において、裁判所は、既に提出された証拠・弁護士意見書等に基づき、審理を行い、結審する。
- ⑥裁判官は判決書を完成し、両当事者に送達する。
- ⑦判決に不服のある当事者は、15 日以内に控訴裁判所に上訴することができる。
- ⑧原告勝訴の判決が確定した場合は、原告が裁判所に判決の執行を申し立てることにより、判決が執行される。

民事訴訟の平均的な審理期間は、約 2.5 年かかるといわれている²⁰。

アルゼンチンの民事訴訟制度では、「二審制」が採られている。

アルゼンチンにおける知的財産権侵害事案においては、仮差止の制度がよく利用される。仮差止は、被疑侵害者に気付かれぬように知的財産権者が準備を進め、突然、裁判所職員が、被疑侵害行為の場所に行き、被疑侵害行為を暫定的に差し止め、証拠を確保するものである。仮差止を裁判所に認めてもらうために、知的財産権者は、自己が合法的権利を有していること、差止が遅れて侵害が継続すると自己の利益が損なわれるリスクがあることを立証する必要があり、また、保証金を納付する必要もある²¹。

知的財産権者としては、民事的手段（民事訴訟）により、権利侵害行為の差止、侵害により被った損害の賠償等を請求することができる。但し、アルゼンチンの知的財産権侵害訴訟では、損害賠償は比較的低額しか認められないといわれている。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

とくに商標権又は著作権を有する権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察庁に対し告訴状及び証拠等を提出することにより、刑事告訴を行うことができる。知的財産犯罪を捜査する組織部門としては、連邦警察や首都警察がある。

権利者から告訴状を受理した検察官は、まず、予備調査を行い、本当に知的財産犯罪が発生したといえるか否かを確認する。その際、検察官は、裁判所から捜査命令等を取得するこ

¹⁹ ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アルゼンチン」の「侵害ガイド」22～24 頁。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

²⁰ 前掲「侵害ガイド」18 頁。

²¹ 前掲「侵害ガイド」20 頁。

とにより、警察及び知的財産権者又はその代理人と共に、被疑侵害者の所在する現場でレイドを実施し、被疑侵害物品の差押等を実施する。レイドが終了した後、検察官は、捜査の結果、証拠、専門家の意見等を総合的に考慮して、事件の訴追の必要性の有無を検討する。そして、法執行が必要であると判断した場合には、起訴状及び訴追資料を、地区裁判所に提出する。なお、民事訴訟の場合とは異なり、刑事訴訟の場合は、起訴のために双方当事者の調停を試みる必要はない。

予備審問手続において、裁判所は、事実関係及び証拠その他の事項を確認する。その際、事実関係に不明な点がある場合、証拠が不足している場合、新たな調査すべき事項が判明した場合等には、裁判所が、検察官に対し、追加調査を命じることになる。裁判所が、十分な調査を完了したと判断した場合には、被告人及び検察官に対し、結審するか、口頭審理に進むか、さらに調査を行うか等について意思を確認する。

口頭審理手続において、裁判所は、予備審問手続において収集・調査した証拠に基づき、被告人の罪状認否、検察官の論告求刑、被告人質問等を経て、判決を下すことになる。被告人は、第一審判決を不服とする場合、15日以内に、控訴裁判所に控訴することができる。

知的財産権侵害犯罪における刑罰についてみると、特許権・実用新案権侵害者は、6か月以上3年以下の禁固及び罰金に処せられる。意匠権侵害者は、3,000ペソ以上100,000ペソ以下の罰金（再犯者は2倍となる）に処せられる。商標権侵害者は、3か月以上2年以下の禁固及び100万ペソ以上1億5,000万ペソ以下の罰金に処せられる。一般的な著作権侵害者は、1か月以上6年以下の禁固に処せられる²²。

以上のような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、アルゼンチンの刑事訴訟は、社会的影響が大きい事案でないと実際上利用できないことが少なくないこと、及び、約3年以上の期間がかかることが通常であることに留意が必要である²³。

4 税関での差止

とくに商標権者及び著作権者にとっては、税関での差止も有効な手段であるといえる。即ち、商標権又は著作権の侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、商標権者又は著作権者は、税関での差止を申し立てることができる。

アルゼンチン税関での差止の大まかな流れは、①税関による被疑侵害物品の発見及び権利者への通知、②権利者による現物検査等の対応、③権利者から税関への差止・廃棄の請求、④税関による輸入差止・廃棄処分となる。

より具体的に説明すると、税関は、所内のデータベースを使用して通関業務を行う際、もし被疑侵害物品を発見した場合、当該物品を暫時留置しつつ、権利者に、被疑侵害物品を発

²² 前掲「侵害ガイド」25～26頁。

²³ 前掲「侵害ガイド」19頁。

見したことを電子メールで通知する。通知を受けた権利者は、3営業日以内に、被疑侵害物品を現物確認する。もし侵害品であると判断した場合は、税関法に基づき、税関に対し、差止及び廃棄を請求する。税関は、権利者の主張に基づき、輸入差止及び廃棄処分を行う。権利者は、税関による輸入差止及び廃棄処分の後、民事訴訟又は刑事訴訟の手段に進むことができる。

VIII おわりに

以上、アルゼンチンの知的財産法制度の概要を紹介したが、アルゼンチンの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、アルゼンチンの知的財産に関する法令は、スペイン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。

しかし、豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するアルゼンチンの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、アルゼンチンの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『特許ニュース No.14876』（経済産業調査会、2019年、原題は「世界の知的財産法 第25回 アルゼンチン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。